



経営の持続的発展を支援！公募中！

甲佐町商工会が小規模事業者持続化補助金の申請書作成を支援！

小規模事業者持続化補助金公募のご案内

～持続化補助金を有効活用し販路開拓、新事業参入、経営力強化～

商工会と一体になって、新たな販路開拓等に取り組む小規模事業者を支援する「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました。(補助上限50万円)

持続化補助金を有効活用し、新規顧客開拓、新たな販売方法の開発、新商品開発、新たな事業分野への参入等に取り組んで、経営力のアップを図ってみませんか？

【小規模事業者持続化補助金】

*受付開始 平成30年3月9日(金)

*熊本県商工会連合会締切日 平成30年5月18日(金)【締切日当日消印有効】

*申請について：補助金の公募要領をご確認のうえ、甲佐町商工会にご相談下さい。なお、申請書類の内容確認には一定の期間を要するため、熊本県商工会連合会への提出が間に合わない可能性がありますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

注) これまですでに採択を受けられた事業者も条件を満たせば公募対象事業者となりますが、採択された補助事業との違いを明確に記載する必要があります。

(お問い合わせ先：甲佐町商工会 電話 234-0272 FAX234-0363)【担当：城、鈴木】

【中小企業庁 小規模事業者持続化補助金とは】

*「小規模事業者が商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。

*補助上限：50万円(①従業員の賃上げの取組を行う事業者、②買物弱者対策の取組を行う事業者、③海外展開の取組を行う事業者については補助上限100万円)

*今回の公募では、下記のいずれかに該当する事業者に対し採択の審査で加点されます。

①代表者が満60歳以上の事業者であってかつ後継者が中心となって補助事業を実施する場合

②本補助金指定様式の「事業計画書」を作成し、申請時に提出した場合

③地方自治体に対し先端設備導入計画の認定を申請する意思のある場合(要問合せ)

④平成30年2月28日までに中小企業庁の「経営力向上計画」の認定を受けている場合

◎本補助金の公募要領は、下記熊本県商工会連合会ホームページから!

(URL) <http://www.kumashoko.or.jp/>

⇒裏面へ

【小規模事業者対象となる取り組みの例】

① 広告宣伝

新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布。ネット販売システムの構築。

② 集客力を図るための店舗改装

幅広い年代層の集客を図るため、店舗を掘りこたつ式に、和式トイレをおむつ替えスペースを備えた多目的トイレへ改装

③機械等を導入し新たなサービスを開始（一般型の場合は税込で 54 万円未満でないと対象になりません。）

車両診断機の導入、配管詰まり診断機の導入等。

④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新。

⑤商品の開発

海鮮居酒屋が、デリバリーの目玉商品としてタラのすり身を使ったバーガーやタラを揚げたスナック菓子を開発。

注) 上記の事例で事業計画書を作成し申請しても、必ずしも採択されることを保証するものではありません。

【持続化補助金の対象となる小規模事業者】

業種	常時使用する従業員の数
卸売・小売業	5名以下
宿泊・娯楽業以外のサービス業	5名以下
サービス業のうち宿泊・娯楽業	20名以下
製造業その他	20名以下

注) 上記の常時使用する従業員の数には、会社役員および個人事業主本人、所定の要件を満たすパートタイム労働者は含めないものとします。なお、専従者は従業員に含めません。